

一般社団法人史蹟将門塚保存会

一般会員 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人史蹟将門塚保存会の定款第7条の規定に基づき、定款第5条第3項に定める一般会員の会費について、必要な事項を定める。

(会費)

第2条 当法人の会員は、次の会費を納めなければならない。

- (1) 一般会員（法人） 年額 1万円以上（1口5千円 2口以上）
- (2) 一般会員（個人） 年額 5千円以上（1口5千円 1口以上）

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、9月1日から8月末日を一期とし、原則、1年度分を一括納入するものとし、毎年9月末日までに、翌年度分の会費を納めなければならない。ただし、期中の7月1日以降に入会をした場合、その年度の会費は、前条にかかわらず、免除とする。

2 納入された会費は、期中で退会しても返還しない。

(追加徴収)

第4条 事業年度の途中において必要な経費が生じた場合は、総会の決議によって会費を追加徴収ができるものとする。

附 則

1 この規程は、この法人の設立時より施行する。